

令和4年度
社会福祉振興助成事業（WAM助成）
通常助成事業 募集説明

このスライドは「募集要領」のポイントをわかりやすくまとめた資料です。



令和3年12月
独立行政法人福祉医療機構
NPOリソースセンター

募集を行っている助成プログラムについて

このスライドでは、現在募集を行っている助成プログラム
【通常助成事業】の募集内容を説明します。

* 通常助成事業の募集要領は
「募集ページ」でご覧ください。

https://www.wam.go.jp/hp/r4_wamjyosei/

募集ページはこちら ►



令和4年度 WAM助成
通常助成事業

1／31 (月) 締切

募集ページはこちら

令和4年度 WAM助成
モデル事業

1／31 (月) 締切

募集ページはこちら

令和3年度 WAM助成
補正予算事業

1／24 (月) 締切

募集ページはこちら

(参考)WAM助成 プログラムの比較表

	R4通常助成事業	R4モデル事業	R3補正予算
目的	地域共生社会の実現 社会福祉の制度の狭間にあるさまざまな課題に対応		孤独・孤立対策 コロナ禍の生活困窮者等支援
方向性	<p>多様なアプローチ*により、高齢者や障害者、子どもたち等幅広い層に向けた福祉活動や地域づくりを推進</p> <p>*住民の支え合い、関係機関のネットワーク、制度化、広域連携 等</p>	<p>・行政における政策化・制度化</p> <p>・調査の設計や評価・伴走などの役割を担う【外部評価者又は伴走支援者】及び連携先とともに、事業を推進</p>	<p>多様なアプローチ*により孤独・孤立に陥っている者に対し、社会的なつながりを構築・維持</p> <p>*住民の支え合い、関係機関のネットワーク、制度化、広域連携 等</p>
助成金額	<p>地域連携 50～700万円 全国広域 50～900万円*</p> <p>*【災害支援等十分な資金の確保が必要な事業】又は【4以上の都道府県を網羅する事業】は2,000万円まで</p>	<p>地域連携・全国連携共通</p> <p>3年で3,000万円まで 2年で2,000万円まで</p>	<p>地域連携 50～700万円 全国広域 50～900万円*</p> <p>*4以上の都道府県を網羅する事業は2,000万円まで</p>
助成期間	<p>単年度*</p> <p>*事業の発展性が期待できるものは2か年にわたり採択</p>	<p>複数年</p> <p>2年又は3年にわたり採択</p>	単年度
正職員人件費	<p>業務に従事した時間数の賃金相当額を支給 (助成額の25%が上限)</p>	<p>業務に従事した時間数の賃金相当額を支給 (助成額の50%が上限)</p>	<p>業務に従事した時間数の賃金相当額を支給 (助成額の50%が上限)</p>
対象団体の想定	<ul style="list-style-type: none"> 草の根の団体～全国組織まで広く対象(中間支援を含む) 事業立ち上げ期、事業確立期、発展・成熟期すべて対象 <p>個別のニーズに寄り添い、地域に密着した活動を行うための連携や地域共生社会の実現に向けた連携が必要【要件】</p>	<ul style="list-style-type: none"> WAM助成や他の助成などで事業を実施したなかで、新たに明らかとなった課題等に取り組む段階 <p>政策化・制度化を目指すための連携体制が必要【要件】 行政との連携実績や活動分野での一定程度の実績があることが望ましい</p>	<ul style="list-style-type: none"> 草の根の団体～全国組織まで広く対象(中間支援を含む) <p>1年以上の生活困窮者等支援の活動実績や事業実施に必要となる関係機関との連携体制が必要【要件】</p>

目 次

1. 令和4年度WAM助成募集にあたってのポイント
2. 福祉医療機構・WAM助成の紹介
3. 令和4年度WAM助成の募集概要
目的 ▶ 対象団体 ▶ 対象事業 ▶ 助成テーマ ▶ 審査項目 ▶ 対象経費
4. 応募方法・スケジュール
5. 留意事項とポイント
6. Q&A・・・（動画で解説できないQ&A詳細はスライドに掲載）
7. （参考）過去にWAM助成で取り組んだ事例

令和4年度 WAM助成募集にあたってのポイント

New !

- 近年増加している災害対応や災害時の備えの必要性の高まりから、次の助成テーマを新たに追加します。

〈被災者支援・災害時の支援体制づくり〉

- ・災害における被災者支援、災害時における支援を担う人材の育成に係る研修や訓練に関する事業

- 事業の発展性が特に期待できるものについては、2か年にわたり採択します。
- 雇用契約に基づく正職員人件費の一部(※)を経費対象とします。
※助成事業に従事した時間の賃金相当額(ただし、助成金額の25%が上限)

なお、令和4年度募集では、引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響により拡大した課題・ニーズに対応する事業も対象とします。そのうち、「新しい取り組みの創出や既存の仕組み等の変革に対応するもの」について審査の重点を置きます。

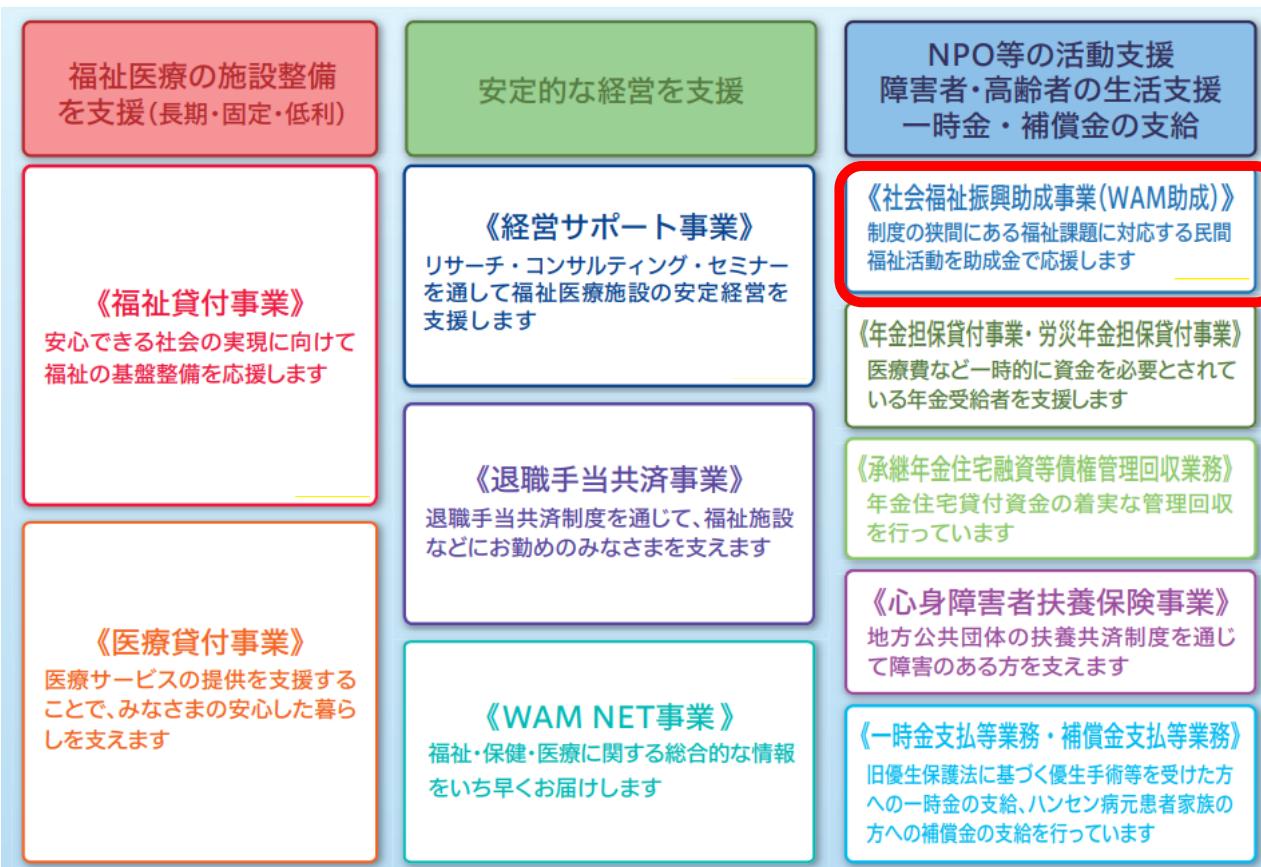
留意事項

留意事項

- ・「通常助成事業」・「モデル事業」・「コロナ禍における生活困窮者及びひきこもり支援に係る民間団体活動助成事業」のそれぞれ1団体1事業ずつご応募いただけます。ただし、応募する事業内容がそれぞれ異なる場合に限ります（同一内容で3事業に応募することはできません）。
- ・採択については、「通常助成事業」・「モデル事業」・「コロナ禍における生活困窮者及びひきこもり支援に係る民間団体活動助成事業」のいずれかとなります。
- ・応募書類提出前には、**複数の担当者で確認してからご提出ください。**
(不備の例) 応募した団体名や代表者や理事の役職名が会則、規約、定款と異なる
監事の設置が定款でされているが、応募書類に記載がない
要望額が助成金の限度額を超えており、計算が合わない
事業計画の内容と、要望額調書の記載内容に整合性が取れていない
審査項目と関連する要望書の項目が未記入のままである

福祉医療機構・WAM助成について

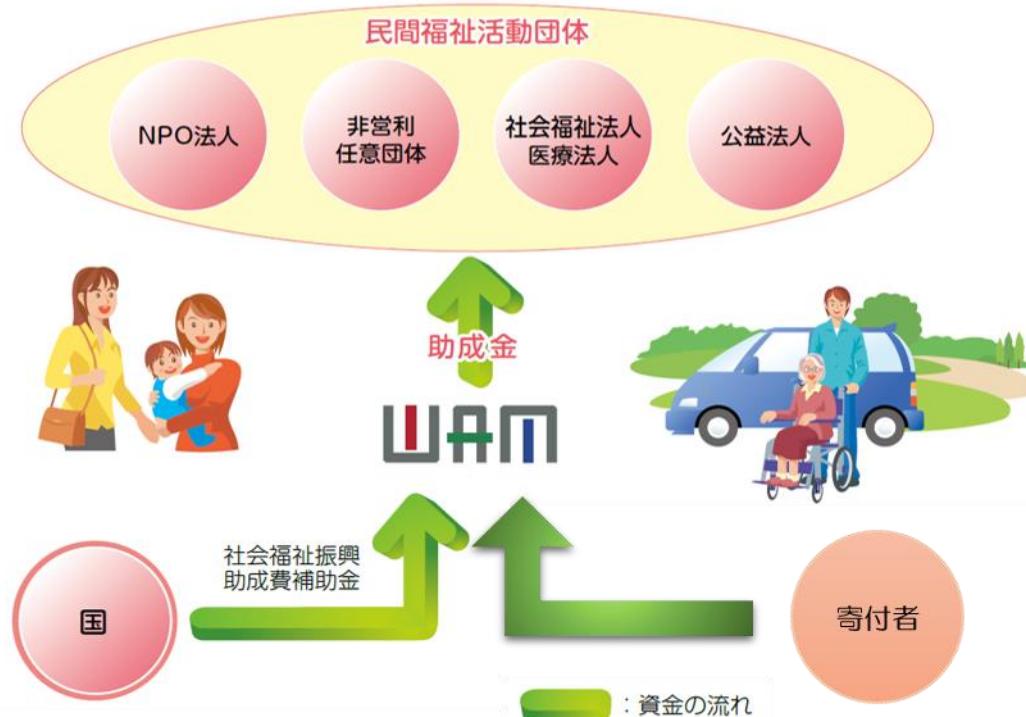
独立行政法人福祉医療機構（WAM）は、福祉・医療に関する多様な事業を一体的に実施することにより、地域の福祉・医療の向上を目指して民間活動を支援しています。



助成実績
31年間で
約14,500件に助成

WAM助成の仕組み

WAM助成は、年間約6億円の資金規模により
全国各地の民間福祉活動を支援しています



WAM助成（社会福祉振興助成事業）は国庫補助事業です！

※ 当該助成金は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」が適用されますので、適正な執行が求められることとなります。

WAM助成の対象領域

制度の狭間にある福祉課題に対応する事業が対象となります

WAM助成はこうした声にお答えします

- 制度の狭間にある社会課題に取り組みたい
- 新事業の立上げや既存事業のステップアップを図りたい
- 行政等と関係構築を行い、協働や政策提案につなげたい
- 主たる活動とともに、人材育成や連携体制強化を図りたい
- 地域内又は広域的な相互連携を促進し自立化を目指したい

〈制度の狭間となりやすいニーズの例〉



2つの助成メニューがあります

1

地域連携活動支援事業

同一都道府県内で活動する事業

50万～700万円

2

全国的・広域的
ネットワーク活動支援事業

2つ以上の都道府県で活動する等、
支援する対象者が一つの都道府県域
を超えて広域にわたる事業

50万～900万円

(参考) WAM助成実績データ

応募・採択状況
採択率
21.3%

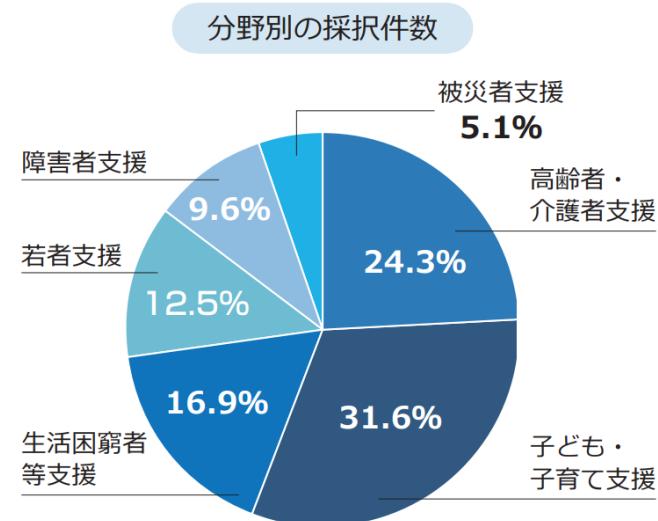
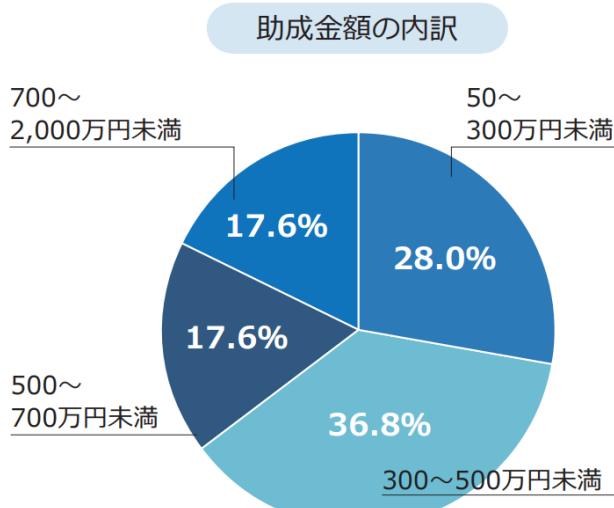
令和3年度データ

区分	応募件数	採択件数	採択金額(千円)
地域連携活動支援事業	445	94	417,885
テ マ 安心につながる社会保障	295	52	224,482
夢をつむぐ子育て支援	150	42	193,403
全国的・広域的ネットワーク活動支援事業	160	35	189,380
テ マ 安心につながる社会保障	123	24	130,172
夢をつむぐ子育て支援	37	11	59,208
上記のうち、モデル事業(再掲)(※)	(83)	(7)	(56,803)
テ マ 安心につながる社会保障(再掲)	(58)	(4)	(31,971)
夢をつむぐ子育て支援(再掲)	(25)	(3)	(24,832)
計	605	129	607,265

採択事業の
状況

助成額内訳で
最も多い範囲は、
**300万～
500万円**

(参考)令和元年度データ



WAM助成が目指すもの

地域の多様な主体の連携のハブとなるNPOなどに助成することで、
地域での総合的な取り組みを支援し、併せて、一過性の助成金交付
や課題解決に留まるだけでなく、助成後も地域の活性化・新たな創生につながる協働関係、ネットワーク作りの継続が維持されるような助成を目指しています。

〈WAMホームページより〉

[WAM助成の目指すもの\(意義や取組みについて\) | WAM](#)

WAM助成により「4つの力」を高めて社会課題に対応



分野横断的取り組みなど民間の**創意工夫**を活かした効果的な支援



異業種・多機関による**連携**・ネットワークの構築



制度化・モデル事業化、社会への啓発を図る取り組み



地域共生社会に向けた支え手の育成や**住民参加**の促進



令和4年度WAM助成の目的

政策動向や国民ニーズを踏まえ、民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対し助成を行い、高齢者・障害者等が自立した生活を送り、また、子どもたちが健やかに安心して成長できる地域共生社会の実現に向けて必要な支援を行うことを目的とします。

募集期間

令和3年12月24日(金)～令和4年1月31日(月) PM3:00



WAM助成の対象となる団体①

社会福祉の振興に寄与する事業を行う、営利を目的としない次の団体

- 特定非営利活動法人
- 社会福祉法人
- 医療法人
- 公益社団法人、公益財団法人
- 一般社団法人、一般財団法人 (*1)
- その他社会福祉の振興に寄与する事業を行う法人又は団体 (*2)

* 1 法人税法上の非営利型法人の要件を満たす【助成対象となる事業の実施期間中に移行するものを含む】一般社団法人又は一般財団法人（詳細は次ページ参照）

* 2 次の要件をすべて満たすこと

- ・役員（理事）を2人以上置いていること
- ・役員会など意思決定を行うための組織について、運営規約等に定めていること

助成の対象とならない団体

- ① 反社会的勢力及び反社会的勢力と密接な関係にある団体
- ② 過去に法令等に違反する等の不正行為を行い、不正を行った年度の翌年度以降5年間を経過しない団体
- ③ 監事を設置していない団体（定款等に監事の設置規定がないものを含む）

WAM助成の対象となる団体②

非営利型の一般社団法人及び一般財団法人の要件とは？

【非営利性が徹底された法人】

- ①余剰金の分配を行わないことを定款に定めていること
- ②解散したときは、残余財産を国・地方公共団体や一定の公益的な団体に贈与することを定款に定めていること
- ③上記①及び②の定款の定めに違反する行為（上記①②及び下記④の要件に該当していた期間において、特定の個人又は団体に特別の利益を与えることを含みます）を行うことを決定し、又は行ったことがないこと
- ④各理事について、理事とその理事の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1以下であること

【共益的活動を目的とする法人】

- ①会員に共通する利益を図る活動を行うことを目的としていること
- ②定款等に会費の定めがあること
- ③主たる事業として収益事業を行っていないこと
- ④定款に特定の個人又は団体に余剰金の分配を行うことを定めていないこと
- ⑤解散したときにその残余財産を特定の個人又は団体に帰属させることを定款に定めていないこと
- ⑥上記①から⑤まで及び下記⑦の要件に該当していた期間において、特定の個人又は団体に特別の利益を与えることを決定し、又は与えたことがないこと
- ⑦各理事について、理事とその理事の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1以下であること

※非営利型でない一般法人が採択された場合には、助成決定までに非営利型に変更していただくことが助成の条件となります。

令和4年度WAM助成（通常助成事業）

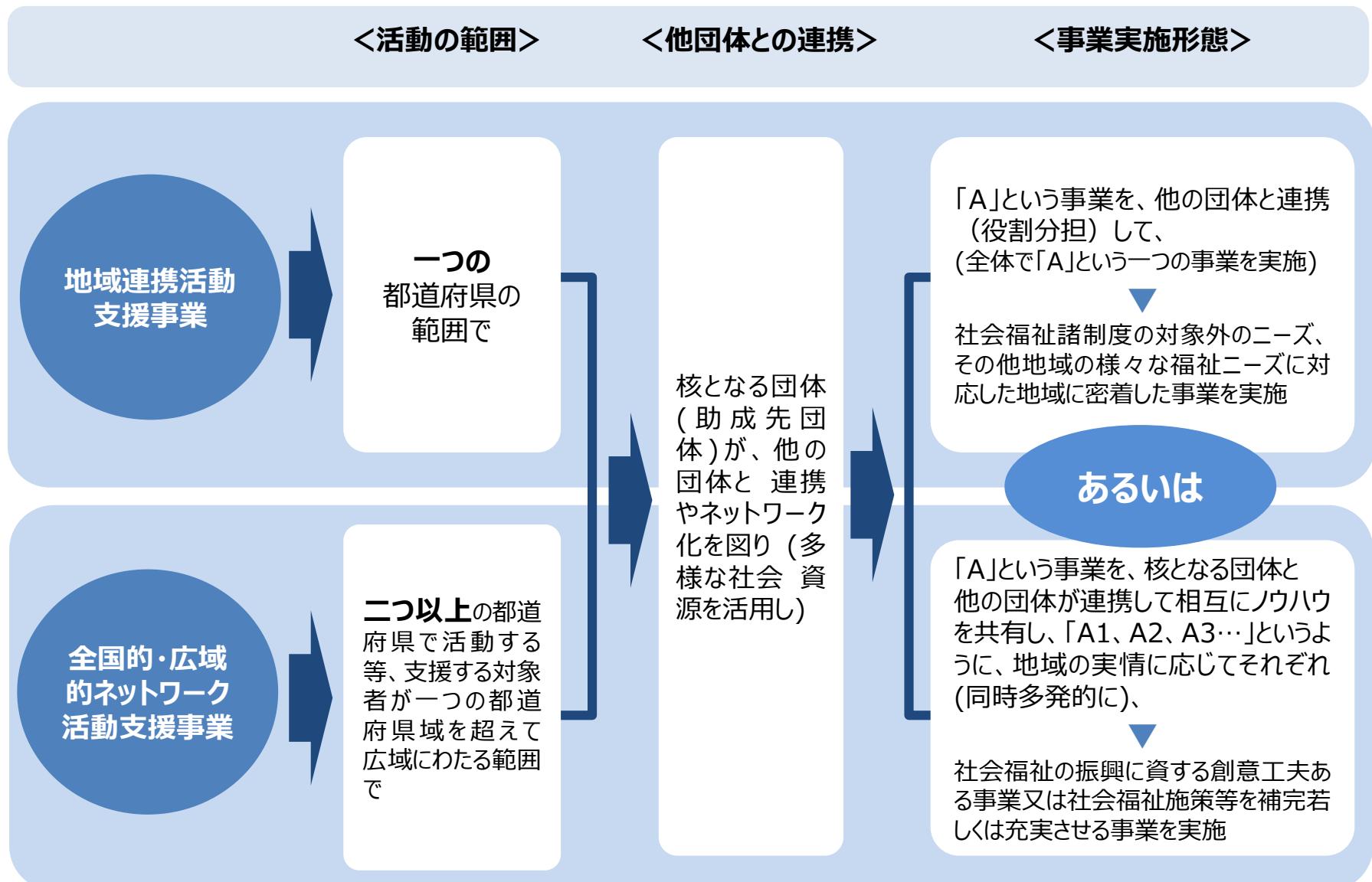
助成対象事業

*助成の要件は、他の団体と相互に連携し、協力関係を築いて実施すること

助成対象事業は、表のいずれかの事業であり、かつ、スライドP18に掲げる助成テーマに該当し、応募団体が自ら主催する事業です。

	地域連携活動支援事業	全国的・広域的ネットワーク活動支援事業
事業の内容	(1) 地域の多様な社会資源を活用し、複数の団体が連携やネットワーク化を図り、社会福祉諸制度の対象外のニーズ、その他地域の様々な福祉のニーズに対応した地域に密着した事業(同一都道府県内)	(2)全国又は広域的な普及・充実等を図るため、複数の団体が連携やネットワーク化を図り、相互にノウハウを共有し、社会福祉の振興に資する創意工夫ある事業又は社会福祉施策等を補完若しくは充実させる事業
要件	核となる団体が他の団体(社会福祉法人、医療法人、NPO法人、公益法人、企業、自治体、ボランティア団体等)と相互に連携し、協力関係を築き実施する事業であること	
活動範囲	同一の都道府県内で活動する事業	支援する対象者が一つの都道府県域を超えて広域にわたる事業
助成金額	50～700万円	50～900万円 【災害支援等十分な資金の確保が必要な事業を行う場合】又は【4以上の都道府県を網羅し、大規模かつ広範囲に活動を行う事業の場合】 上限2,000万円

(参考) 連携・ネットワーク化のイメージ図



(参考) 共生社会づくりに向けた連携について

助成金申請や次年度の事業を計画する際に、「共生社会を目指す連携」をどのように描くことができるのか、オンライン学習会で考えました。

アーカイブ動画、公開中です！ ぜひご覧ください。

https://www.wam.go.jp/hp/npo_learning/



福祉医療機構(WAM)主催 | オンライン学習会

地域共生社会に 必要な連携 とは何か？

12/1 (水)
オンライン
開催 (無料)

こんな方におすすめです

✓ 「共生社会づくりに取り組んでいるけれど、
地域の関係者の理解が得るのが難しいです」

17

WAM助成の対象とならない事業

助成の対象とならない事業

- ① 営利を目的とする事業
- ② 調査・研究を目的とする事業
- ③ 国又は地方公共団体及び民間の助成機関から補助・助成を受ける事業
- ④ 介護給付、自立支援給付など国又は地方公共団体の定める制度・要綱に基づき実施し、補助・助成を受ける事業
- ⑤ 国または地方公共団体から委託を受けて行う事業
- ⑥ 事業の主たる部分を実質的に行わず外部委託（総事業費に占める外部委託の割合が50%以上）する事業や、第三者に資金を交付することを目的とした事業が大部分（総事業費に占める交付資金の割合が50%以上）を占める事業

※他の助成、補助、委託を受けている場合は、別の事業であることの明確化が必要

WAM助成の対象となるテーマ①

令和4年度WAM助成においても、例年に引き続き、「地域共生社会の実現」につながる地域や民間の側からの活動を、積極的に後押しします。

従来から対象にしてきた活動はもとより、「既存の制度の狭間にある福祉課題やニーズ」、「地域特性に応じたきめ細かな活動」、「分野横断的に取り組む活動」などによる総合的な取り組みに着目して募集を行います。

＜安心につながる社会保障＞

- (1) 安心して暮らせるための地域共生社会の実現に向けた包括的な支援に資する事業
- (2) 求められる介護サービスを提供するための多様な人材の確保、生産性の向上に資する事業
- (3) ヤングケアラーを含む介護する家族の不安や悩みに応える相談機能の強化・支援体制の充実に資する事業
- (4) 介護に取り組む家族が介護休業・介護休暇を取得しやすい職場環境の整備に資する事業
- (5) 介護と仕事を両立させるための働き方改革の推進に資する事業
- (6) 元気で豊かな老後を送れる健康寿命の延伸に向けた取り組み強化及び高齢者への多様な就労の機会の確保に資する事業
- (7) 障害者、難病患者、がん患者等の活躍を支援する事業

WAM助成の対象となるテーマ②

＜夢をつむぐ子育て支援＞

- (8) 結婚、子育ての希望実現の基盤となる若者の雇用安定・待遇改善に資する事業
- (9) 妊娠・出産・育児に関する各段階の負担・悩み・不安を切れ目なく解消するための支援事業
- (10) 子育てを家族で支える三世代同居・近居しやすい環境づくりに資する事業
- (11) 出産後・子育て中も就業が可能な多様な保育サービスの充実・多様な人材の確保・生産性の向上に資する事業
- (12) 出産・子育ての現場である地域の実情に即した働き方改革の推進に資する事業
- (13) 希望する教育を受けることを阻む経済事情など様々な制約の克服に資する事業
- (14) 子育てが困難な状況にある家族・子供等への配慮・対策等の強化に資する事業

New !

＜被災者支援・災害時の支援体制づくり＞

- (15) 災害における被災者支援、災害時における支援を担う人材の育成に係る研修や訓練に関する事業

(参考)地域共生社会に向けた国の動き

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

文字サイズの変更 標準 大 特大 検索 選んでほしい語句を入力してください 検索

御意見募集やパブリックコメントはごちら 国民参加の場

テーマ別を探す 報道・広報 政策について 厚生労働省について 統計情報・白書 所管の法令等 申請・募集・情報公開

ホーム 政策について 葉書き・研究会等 社会・援護局(社会)が実施する検討会等 地域共生社会の実現に向けた市町村における包括的な支援体制の整備に関する全国担当者会議

令和2年度 地域共生社会の実現に向けた市町村における包括的な支援体制の整備に関する全国担当者会議

社会・援護局地域福祉課
課長補佐 石井(2856)
係長 田代(2856)
(代表) 03-5253-1111

政策について

- 分野別の政策一覧
- 組織別の政策一覧
- 各種助成金・奨励金等の制度
- 葉書き・研究会等
- 国会議員
- 予算および決算・税制の概要
- 政策評価・独裁評価
- 厚生労働省政策会議

情報配信サービス メルマガ登録

会議資料説明動画
厚生労働省動画チャンネル(Youtube)に、以下の資料の説明動画を掲載しておりますので、ご参照下さい。

厚生労働省 地域共生社会のポータルサイト

文字サイズ 小 中 大 Google 検索

地域共生社会とは 事例紹介 地域共生社会の実現に向けた取組の経験 重層的支援体制 整備事業について 他分野との連携 研修資料等

一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会へ



・令和2年度 地域共生社会の実現に向けた市町村における包括的な支援体制の整備に関する全国担当者会議(厚生労働省)

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000114092_00001.html

地域共生社会のポータルサイト | 厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/kyouseisyakaiportal/>

地域共生社会とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指しています。【地域共生社会のポータルサイトより】

(参考)地域共生社会の政策の最新動向等

令和3年9月に開催したWAM助成シンポジウムでは、地域共生社会の実現に向けた政策の最新動向やWAM助成の優良事例紹介を行い、“NPOと行政との協働を通して、いかに制度の狭間を生まない支援体制を構築しうるのか”、について考えました。

アーカイブ動画、公開中です！ ぜひご覧ください。

https://www.wam.go.jp/hp/r3_wam_josei_symposium/



令和3年度WAM助成シンポジウム

**NPOと行政との
協働の現在地**
～地域共生社会の実現に向けて～

開催動画
公開中！

ご好評の声をいただきました

- 行政や他団体とのつながり方や取り組みのプロセスなどで非常に参考になりました。
- 市町など行政窓口との連携から企業や支援者への協力へつなげることの大切さや説明するときの注意点などを勉強できました。etc

主催：独立行政法人福祉医療機構



審査方法及び審査項目

審査方法

- ・審査方法は基本的に書面審査（必要に応じてヒアリングを実施）
- ・選定は、機構事務局で整理の上、社会福祉振興助成事業審査・評価委員会で審査の上決定

審査項目

※詳細は次ページ参照

- | | |
|-------------------|----------------------------------|
| (1) 事業実施体制 | ⇒①活動実績・財務状況
②実施者適性、連携・協働 |
| (2) 事業の目的、内容等の妥当性 | ⇒①事業の目的及び内容
②計画の妥当性及び助成の効果 |
| (3) 費用対効果 | ⇒①経費の妥当性
②経費の合理性 |
| (4) 自立的継続性・将来発展性 | ⇒① <u>自立的継続性・将来発展性</u>
②助成の意義 |

審査
得点
2倍！

留意事項

- ・過去にWAM助成事業実績がある場合は、事業評価結果を踏まえ審査します。
- ・高く評価できる点、採択に当たっての条件等がある場合には、内定通知にコメントを付します。
- ・助成回数は、原則として連続3回までとします。
(連続4回目以降の法人等は上記審査項目(4)の審査得点の2倍はしません)
- ・新型コロナウィルス感染症の影響により拡大した課題やニーズに対応する事業のうち、「新しい取り組みの創出や既存の仕組み等の変革に対応するもの」に2点加点します。

審査項目（詳細）

（1）事業実施体制

① 活動実績・財務状況

・これまでの活動実績・財務状況から事業を実施できる組織基盤はあるか。

② 実施者適性、連携・協働

・団体設立の趣旨、活動実績、実施体制、専門性等、助成対象事業の実施主体として相応しいか。

・他の団体や関係機関、関係者等との連携・協働に有効性や実効性があるか。

（2）事業の目的、内容等の妥当性

① 事業の目的及び内容

・助成対象事業の目的及びその必要性が明確であるか。

・具体性があり実現可能性があるか。

② 計画の妥当性及び助成の効果

・事業計画に整合性、実現性、実効性はあるか。

・助成対象事業の量的な目標からみて効果をあげられるか、受益者や関係者のニーズを満たし質的な効果をあげられるか。

・助成対象事業の成果が地域や社会に波及することが期待できるか。

（3）費用対効果

① 経費の妥当性

・経費の過剰積算、著しく高い単価の経費が無いか。

② 経費の合理性

・費用対効果からみて経済的合理性があるか。

（4）自立的継続性・将来発展性

① 自立的継続性・将来発展性

・事業継続の能力があり、将来的な発展性が期待できるか。

② 助成の意義

・独創性、先駆性、普遍性、社会的必要性等が期待できるか。

※審査にあたり、事業の発展性が特に期待できるものについては、
2か年にわたり採択することを踏まえ、審査します。

WAM助成の対象となる経費・ならない経費

助成の対象となる経費

- 謝金※1
- 旅費
- 借料損料（会場借料含む）
- 家賃
- 備品購入費
- 消耗品費（燃料費、食材費及び会議費含む）
- 印刷製本費
- 通信運搬費
- 賃金※2
- 委託費
- 保険料
- 雑役務費
- 光熱水費

※1 謝金は、負担上限額（助成金で負担できる上限額）が定められていますのでご注意ください。

※2 令和4年度WAM助成事業では賃金として、正職員人件費の一部（＊）を経費対象とします。
（＊助成事業に従事した時間の賃金相当額（ただし、助成金額の25%が上限））

（注）助成対象経費であっても、その妥当性・必要性の判断から助成の対象とならない場合があります。

助成の対象とならない経費

- ① 助成事業の実施期間外に発生した経費
《助成事業の実施期間》 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- ② 団体の運営経費（役員報酬、他の事業のみに従事する職員給与、事務所家賃や光熱水費など）
- ③ 助成事業の経費として明確に区分できない経費
- ④ 助成対象経費にはない費目（不動産購入費、車両購入費、施設整備費、修繕費など）
- ⑤ 助成事業で支援の対象となる方に対する金銭の支払い など

応募方法について

応募方法

STEP ①

«機構HPから応募様式をダウンロードし、作成»
※募集要領・募集説明スライドなどを必ずご確認ください。

STEP ②

«応募フォームから応募書類を送信»

- ・応募フォームに必要事項を入力してください。
- ・ステップ①で作成した要望書（Excelファイル）及び以下の2つの書類（PDFファイル）を添付の上、送信ボタンを押して登録することで完了となります。
(1)定款、寄付行為又は運営規約等
(2)応募時における最新の決算書（法人の場合には貸借対照表も必要）
※フォーム送信は原則一度のみとし、添付書類については、いずれも応募の時点で理事会等の承認済みの書類のうち、最新のものとしてください。

提出期限

令和4年1月31日
PM3:00まで

- ・添付書類のデータが大きく、添付書類を送信できない場合は、機構NPOリソースセンターにご確認ください。
- ・機構で要望書・添付書類を受信後、フォームに登録されたメールアドレスに受信確認メールを自動送信します（フリーメールの場合、自動送信が遅れる可能性があります）。受信確認メールが届かない場合は、機構NPOリソースセンターにご確認ください。
- ・締め切り間際はアクセスが集中し、つながりにくくなりますので、時間に余裕をもってご応募ください。

スケジュールについて

WAM助成の応募から事業評価までの流れ

1月頃

応 募

募集要領や応募書類の様式を
機構ホームページに公表のうえ募集開始

＜応募期間＞
令和3年12月24日
～令和4年1月31日

- 原則この期間の経費を助成対象とします。

- 助成金交付前に必要となった経費は立替とし、のちに助成金を充当してください。

2～3月

審 査

外部有識者からなる社会福祉振興助成事業
審査・評価委員会において審査

4月頃

内定通知

採択団体へ通知を発送・・・4月上旬予定
(採択事業をHPで公表／全ての応募者あてメール)

令和4年4月1日

5月頃

助成金申請 の手続き

事業計画・資金計画の精査や内定条件等への対応検討
助成金専用口座の開設等

助成事業の実施期間

助成金交付
5月～6月頃を予定

5～7月

助成金の交付

助成金を概算払により交付

9月頃

進捗の確認

進捗状況を書面で確認し、必要に応じて実地訪問
(その他に、研修や団体同士の情報交換会を開催予定)

令和5年3月31日

翌年
4～9月頃

完了報告 事業評価

完了報告書の提出、助成金の精算手続き
審査・評価委員会及び事務局による事業評価を実施

《助成事業の実施期間：令和4年4月1日から令和5年3月31日まで》

- この助成金を受けて行う事業は、この実施期間内に終了する必要があります。
- また、助成事業に係る経費の支払いも、原則としてこの期間内に終了する必要があります。

＜助成にあたっての注意事項＞

- (1) 選定された団体については、「内定事務説明会」に参加していただきます（令和4年4月中旬に東京及び大阪の2会場での開催を予定）。そのため、内定事務説明会参加に係る旅費（事務担当者1名往復分）を要望額調書へ計上することができます。なお内定事務説明会の実施は新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえて決定いたします。
- (2) 助成事業の会計は、他の会計と確実に区分する必要があります。そのため、助成金専用口座の開設、帳簿の作成（当機構指定のエクセル形式）により会計管理をしてください。
また、助成対象経費にかかる証拠書類（帳簿類、領収書、振込書等）は助成事業完了後7年間の保管義務があります。
- (3) 助成対象事業の広報等で使用するちらし、ポスター、パンフレット、看板、垂れ幕などの制作物、ホームページ等その他の広報媒体、成果を取りまとめた報告書等の成果物には、『独立行政法人福祉医療機構社会福祉振興助成事業』の助成表示を必ず明記していただきます。
- (4) 助成対象事業において研修会、講習会、シンポジウム、展覧会、スポーツ大会などを実施される場合には、助成対象事業の成果や改善点の確認のため、助成対象事業に参加された方々（利用者）へのアンケート調査を実施していただきます。
- (5) 助成成果の普及のため、必ず助成事業をとりまとめた報告書の作成を行っていただくとともに、可能な限りHPやSNS等での積極的な広報活動をお願いいたします。なお、WEB掲載や報告書での配布など事業の内容にあわせて最適な方法での普及をご検討ください。
- (6) 助成事業終了後、4月末までに、機構所定様式による事業完了報告、助成事業の経費にかかる領収書（写）、帳簿（当機構指定のエクセル形式）及び自己評価書の提出が必要になります。
- (7) 助成事業終了後、助成事業にかかる評価を行います。複数年にわたりヒアリングやアンケート調査を実施しますので対応をしていただくことが必須となります。

WAM助成利用にあたっての留意事項など（募集要領P6, 7）

＜留意事項＞

- (1) この助成金は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」及び関係する規程等が適用されます。
なお、不正な手段により助成金の交付を受けた場合、又は他の用途へ使用した場合は、刑事罰が課せられることがあります。
- (2) 助成対象事業として採択された際には、機構が定めた助成金に関する規程等を遵守していただきます。
規程等に反する行為があった場合、助成金の返還請求等を行うことがあります。また、助成の決定を取り消した場合、取り消した部分に加算金を加えた金額を返還していただくとともに、決定を取り消した翌年度以降5年間は、助成の要望を受け付けません。
- (3) 不正な手段により助成金の交付を受け、他の用途に使用し、その他規程等に違反する悪質な行為により、
機構が助成の決定の取り消し等を行った場合は、以下の事項について公表を行うことがあります。
- ・法人等の名称、所在地及び代表者氏名
 - ・事業の概要
 - ・不正の内容
 - ・交付決定の取り消し等の日、返還を命じた額及び返還状況
- (4) これから法人税法上の非営利型の一般社団法人又は一般財団法人を目指す法人については、非営利型法人の要件を満たし、異動届出書の提出を確認したうえで助成の決定を行うこととします。
- (5) 他の助成機関の助成等を受けて事業を実施することとなった場合は、採択後であっても機構の助成金を利用する資格を失います。
- (6) 助成対象事業については、機構の監査及び会計検査院の検査の対象になります。また、助成期間中に進捗確認調査等を行い、適切な事業実施のための助言・指導を行います。
- (7) ご提出いただいた書類は「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」に基づき、情報公開の対象となります。
- (8) ご提出いただいた顧客情報及びお客さまの情報は、社会福祉振興助成事業業務及びこれに附帯する業務並びに以下の業務の実施に必要な範囲内で適正に利用いたします。
- ・郵送等による機構が提供するサービスのご案内
 - ・市場調査、データ分析及びアンケートの実施等によるサービスの研究及び開発のため
また、機構業務の中でお客さまサービスの向上のために使用することができます。

※顧客情報及び業務上知り得たお客さまの情報については、漏洩防止に努めて適切に管理し、機構が定める期間経過後に焼却等により廃棄します。

WAM助成利用にあたってのポイント

1. 「複数事業の組み合わせ」の相乗効果を期待
⇒実態調査、人材育成や連絡会、事業継続に向けた取組も
事業実施における必要性により計画・実施が可能

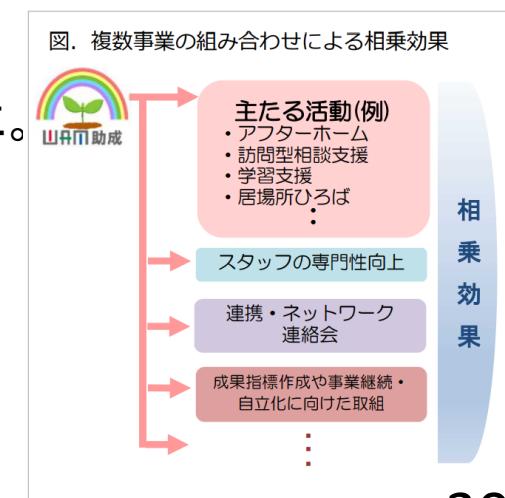
2. 助成期間中の「計画変更」への柔軟な対応
⇒事業目的の到達に必要な事業内容・資金計画の見直しが可能

3. 助成期間中の研修・団体同士の情報交換の場を提供

⇒オンラインで自由に参加可能。全国各地の団体と出会う場に。

〈令和3年度WAM助成の実績〉

研修テーマ	情報交換会のテーマ例
9月：ふりかえり評価	・行政との協力関係の築き方等
11月：会計・税務講座	・コロナ禍における悩みや対応方法等



Q&A 目次

● 令和4年度WAM助成のポイント

1. 事業の発展性が期待できるものを2か年にわたり採択する枠組みについて
2. 正職員人件費を一部対象とした趣旨について
3. 追加した助成テーマについて
4. 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い拡大した課題・ニーズに対応する事業の重点化について

● 助成対象事業の要件等

5. 同一事業の考え方について
6. 「他の団体と相互に連携すること」が助成の要件となっている理由について

● 計画立案にあたっての確認

7. テーマ1「地域共生社会の実現に向けた包括的な支援に資する事業」について
8. 新型コロナウイルス感染拡大の影響等による計画変更について
9. 資金計画の計上の際の注意点について
10. 成果の捉え方について
11. 審査項目「自立的継続性・将来発展性」について

●令和4年度WAM助成のポイント

Q

1. 事業の発展性が期待できるものを2か年にわたり採択する枠組みについて

どのような趣旨で、2か年採択の枠組みが加わったのでしょうか。また、2か年の審査を希望することで、審査は厳しくなるのでしょうか。

A

単年度助成の枠組みにおいては、通常、単年度で成果を生むことのできる申請内容となります。例えば、居場所事業を実施しながら、徐々に地域の支援体制を構築する等といった事業計画の発展を支えるには、他団体との連携・ネットワーク化を継続的に後押しすることのできる枠組みが有効であると考え、この度、新たな枠組みを導入しました。

なお、要望書の「2か年審査の希望有無」の選択の別により審査が厳しくなることはありません。

●令和4年度WAM助成のポイント



2. 正職員人件費を一部対象とした趣旨について

正職員人件費を一部対象とした趣旨を教えてください。



コロナ禍等の影響によりNPOの支援ニーズが一層拡大しており、福祉分野等の専門性や経験を有するスタッフが専門的なケアや関係機関との調整役を担う場面も多くみられます。これらの状況を踏まえ、この度、正職員人件費（助成事業に従事した時間分）の一部（助成金額の25%）を対象とするものです。

ただし、団体の経営を委任した報酬として支払われる役員報酬や法人運営のために雇用し、助成事業に従事しない者、通常業務と区分ができない賃金は、対象となりません。

※正職員人件費の賃金計上については本スライドP51～53に記載したQ&Aを合わせてご確認ください。

●令和4年度WAM助成のポイント

Q

3. 追加した助成テーマについて

被災者支援等のテーマが新しく追加されました
が、どのような事業が対象になるのでしょうか。

次のような被災者支援・災害時の支援体制づくり
につながる事業が対象となります。

A

- ・避難所・仮設住宅へのワンストップ支援事業
 - ・被災者の孤立を防ぐアウトリーチ型の食支援事業
 - ・広域避難者を受け入れ地域で支えるネットワーク構築事業
 - ・避難生活を支える住民向けの人材育成プログラム
 - ・コロナ禍の被災者への災害福祉支援活動研修事業
- 他

●令和4年度WAM助成のポイント



4. 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い拡大した課題・ニーズに対応する事業の重点化について

「新型コロナウイルス感染症の影響により拡大した課題・ニーズに対応する事業」のうち、「新しい取り組みの創出や既存の仕組み等の変革に対応するもの」に重点をおく理由を教えてください。



新型コロナウイルス感染症の影響により拡大した課題・ニーズに対応する事業は、その全てが必要な事業であると認識しています。長期的な視点に立ちながら取り組む活動の後押しが可能である「助成」という財源の特性を活かし、既存のアプローチとは異なる実験的な試みや抜本的な見直しに着手して課題に対応する事業に重点を置くことで、Withコロナ時代の社会に必要な事業を積極的に支援したいと考えています。

● 助成対象事業の要件等



5. 同一事業の考え方について

他団体の助成や行政からの補助・委託と同時に応募することはできますか。



同時に応募することは可能です。ただし、同一事業（※）について、複数の助成等が採択になった場合は、重複して助成を受けることはできません。この場合は、WAM助成か、他の助成等のいずれか選んでいただくこととなります。

（※同一事業とは事業内容が同じであり、かつ、時期又は事業実施場所等が同一であることをいいます。）

● 助成対象事業の要件等

Q

6. 「他の団体と相互に連携すること」が助成の要件となっている理由について

助成の要件である「連携」にはどのようなことが期待されているのでしょうか。

A

WAM助成では、連携・協働体制をつくり、さまざまな分野の団体がそれぞれの目的を共有し、得意とする活動を協力して行うことで、個々の団体では対応できない課題に総合的に取り組むことが期待されています。また、地域共生社会の実現に資するという観点からは、連携することで、活動範囲の拡大や制度化、地域の支援体制の整備などを目指し、その結果、地域や社会で一人ひとりが支援を必要とする際に頼ることのできるリソースが増えることを期待します。

●計画立案にあたっての確認



7. テーマ1 「地域共生社会の実現に向けた包括的な支援に資する事業」について

テーマ1では、どのような事業が対象となるのでしょうか。

地域共生社会のテーマ範囲は広く、福祉の政策領域のほか、保健、医療などの社会保障領域、さらに、成年後見制度等の権利擁護、再犯防止・更生支援、自殺対策など対人支援領域全般にわたります。

なお、当テーマの採択事業例は以下のとおりです。



(参考) 【過去の「地域共生社会」テーマの事業例の一部】

- ・難民が安心して地域社会で暮らせるための支援とセクターや地域を越えたパートナーシップの促進事業
- ・認知症カフェとワンディシェフの協働で常設型カフェを継続する事業
- ・非行を行った若者等を対象とした再非行防止アフターケア強化促進事業
他

●計画立案にあたっての確認



8. 新型コロナウイルス感染症の影響等による計画変更について

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、計画時の事業実施が難しくなった場合、計画の変更は可能でしょうか。



コロナ禍においては、計画時の事業実施が困難となるケースが予想されます。その際、状況の変化に即して、新たに生じた課題の対応に向けて計画を見直すこともあるものと認識しています。

WAMにおいても、事業内容や資金計画の変更の相談に柔軟に対応します。

●計画立案にあたっての確認



9. 資金計画の計上の際の注意点について

資金計画の計上の際の注意点があれば教えてください。

注意点について、2点回答いたします。

①これまでの活動実績や財務状況に応じた適正な規模での資金計画の立案を検討してください。

②助成期間終了後も事業を継続することを念頭に置き、事業継続に向けた内容を計画に含めることも検討してください。特に、人件費、家賃等の計上が大きく、事業終了後も経常的に発生する場合は、要望書の＜事業継続体制の計画＞欄において、それらの経費を賄うために助成期間中からどのようなことに取り組むのか、検討し記載する等、留意することが必要です。



●計画立案にあたっての確認



10. 成果の捉え方について

審査項目に含まれる「助成の成果」や「費用対効果」における「成果」や「効果」は、どのような意味合いで捉えればよいのでしょうか。

量的な側面から効果を見る場合と、受益者や関係者のニーズを満たす等、質的な側面から効果を見る場合があります。応募事業の目的や事業展開の構想次第で重視する成果（効果）は異なるものと認識しています。



また、要望書の「期待される成果」の項目では、変化や効果の他に「事業を通じて明らかになること」を位置付けています。例えば、制度の狭間の状況はなぜ生じているのか、それらを明らかにし、今後の政策に役立てることや社会に新たな認識を広げることも助成の成果と考えます。

●計画立案にあたっての確認

Q

11. 審査項目「自立的継続性・将来発展性」について

審査項目の「自立的継続性・将来発展性」における
「自立的継続性」とは、どのようなイメージで捉えて
計画を検討すればよいでしょうか。

A

「自立的継続性」については、団体による事業継続という視点とともに、地域に支援活動やリソースが持続されるといった視点も含みます。制度の対象外となるニーズ等に対応する場合、サービス提供（事業化）による自立的継続は難しい状況が多くみられ、また、事業の継続を過度に意識することで、支援を特に必要とする方々が置き去りになったり、本人の自立の妨げにつながる危険性があることには留意が必要です。

他方、助成先へのアンケートによれば、「継続につながった取組」として、多くの団体が「他団体との連携構築」や「報告書配布など成果普及の取組」を挙げています。こうした取り組みを行い、協力関係を外部につくることで、会費・寄付の増加や行政で制度化等に結び付く事例がみられています。

WAM助成の相談窓口のお知らせ

WAM助成では、助成金のご応募をお考えの方のために助成相談窓口を常設しています。

ご不明な点がございましたら、どうぞお気軽にご相談ください。

《お問い合わせ先》

①電話 ☎ 03-3438-4756

受付時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00（土日祝祭日を除く）



②メール

WAMホームページ「お問い合わせフォーム」よりご連絡ください。

<https://www.int.wam.go.jp/wamhp/hp/info-tabid-640/info-wamjosei01-tabid-2106/>



※直接面談は、現在、新型コロナウィルス感染症の影響により、
受付を停止しています。

以下、参考資料です。

1. 助成対象者について

法人格のない団体でも助成を利用することはできますか。

(答) 法人格を持たない任意団体もご応募いただけます。ただし、次の要件を満たす必要があります。具体的には、①役員を2名以上置いていること、②役員会など意思決定を行うための組織について、運営規約等に定めていくこと、③監事を設置して会計の適正・透明性を確保できていること、つまり定款などに監事の設置規定があること等が要件となります。詳しくは募集要領「2. 助成対象者」をご覧ください。

応募時点でNPO法人や一般社団法人等の新たな法人格を申請中の場合、申請中の新たな団体名・組織形態で応募することになりますか。

(答) 申請中のものではなく、応募時点の団体名・組織形態で応募してください。なお、採択の時点で、応募時点の団体名・組織形態から変更が生じた場合には、後日、変更届等必要書類をご提出いただくこととなります。

「国又は地方公共団体の定める制度・要綱に基づき実施する事業は助成の対象とならない」とありますが、具体的にはどのような事業が対象とならないのですか。

(答) 助成の対象とならない事業には、国又は地方公共団体から制度や要綱に基づく事業として指定や許認可を受けて行うものが該当します。例えば、介護保険の対象となるサービスや、自立支援給付費の対象となるサービス、措置費による事業、その他に市町村の独自事業なども含まれます。また、助成内定後に指定事業所の認定を受け、応募事業と同一の事業を行うなど、応募後に助成の対象とならない事業に該当することになった場合でも、助成決定の取り消し等の対象となりますのでご注意ください。なお、施設の整備等を目的とするものは対象外です。

2. 助成対象事業(連携団体)について

当団体で行う講演会において外部講師に講演を依頼しておりますが、その講師が所属する団体は連携団体と言えますか。

(答) 講師個人との関わりだけであれば、連携団体として認められません。助成を受ける団体の実施する活動に団体の意思決定をもって協力する(例えば、企画、広報、当日運営、振り返りや報告など)ということであれば、連携団体に該当する場合があります。

連携する団体が各地で事業を実施するうえで必要な支出には、どのように対応すればいいですか。

(答) 助成事業にかかる支払いは、原則、助成を受ける団体がすべて行います。連携する団体は役割に応じて事業を実施し、その支払いは助成を受ける団体が行います。助成を受ける団体は、助成事業の中心として、事業全体を取りまとめる役割がありますので、連携団体と連絡調整を密にして会計処理を適正に行う必要があります。
なお、事情により、連携団体の立替払いや、連携団体へ業務委託契約による対応を認める場合もありますので、不明な点は機構までお問合せください。

連携する団体に対して、助成金をあらかじめ分配しておくことはできますか。

(答) できません。助成事業を連携して実施する団体であっても、使途が不明な状態では、助成金をあらかじめ分配することはできません。分配することで、事業の実施主体が不透明になり、助成を受ける団体が実質的に事業を行っていないとの誤解を招く恐れがあるため、認めておりません。
しかし、事業を円滑に実施していくうえで、連携する団体に事業の一部を委託することは可能です。この場合、助成事業における役割分担と協働する内容を踏まえ、委託内容を整理して契約金額の内訳を明らかにした内訳書(任意様式)を作成のうえ適正な業務委託契約を締結する必要があります。なお、総事業費に占める外部委託費総額の割合が50%以上の場合は、事業そのものを助成対象にできませんので、事業進捗中の管理にはご注意ください。

3. 助成対象事業(テーマ等)、資金計画について

助成申請にあたっての資金計画の立案において注意する点はありますか。

- ①これまでの活動実績や財務状況に応じた適正な規模で資金計画を立案すること。
- ②助成期間終了後の事業の継続を念頭に置き、継続に向けた内容を事業計画に含めたり、一定規模の自己資金を盛り込んだ資金計画を検討すること。

(答)

WAM助成の対象事業の内容は、多岐にわたっているため、自己資金投入額に、一定の基準を定めてはおりません。事業の継続という観点からすれば、収入の増加とは別に、費用圧縮につながる他団体からの協力を得ていくことも重要となります。例えば、フードバンクや子ども食堂の食材費や消耗品を企業や自治会などから提供を受けている事例や、活動場所を公民館や知り合いが所有している場所などを使用することにより安価に運営することも、事業の内容によってはできるかもしれません。あるいは、連携団体とともに合同で「基金を創設」する準備に取り組む事例もみられます。

参加利用料等を受け取る事業は助成の対象となりますか。

(答)

事業の継続には、事業収入を確保することが必要であるため、助成事業においても参加費・利用料等の設定について検討してください。ただし、参加費・利用料などを設定することにより、活動の対象となる方々がかかりづらくなる等、事情がある場合は、別の手段(協力者や会員から寄付、会費を募る、クラウドファンディングを実施する等)を検討する必要があります。事業継続に向けた検討についても助成対象とすることが可能です。なお、助成により行う取り組みに参加費・利用料等を設ける場合は、その参加費・利用料等の見込額全額を「収入」として計上してください。

経費は余裕をもって多めに見積もってもよいですか。

(答)

事業の実施に不可欠な経費を単価と必要数から積算し、正確に見積もってください。未定や変動要因があるものは「その他費用」とし、団体の自己資金で対応してください。なお、審査の結果、過大な見積もりと判断された場合は、申請額を減額することがあります。

4. 新型コロナウイルス感染症による影響について

WAM助成において「新型コロナウイルス感染症の影響により拡大した課題・ニーズに対応する事業も対象」とした趣旨を教えてください。

(答)

令和2年には春先から新型コロナウイルスが猛威をふるい、外出自粛や学校閉鎖等、これまで経験したことのない状態が続き、仕事や住まいの喪失や精神的不安の増大など、さまざまな課題を増幅させました。それら増幅した課題を抱える方のなかには、今まで支援の対象ではなかった方々も含まれ、自身が支援対象であると認識することが難しかったり、制度を知らず課題が深刻化するケースが懸念されます。また、もとより支援を必要とする状況にある方の課題・ニーズも拡大しています。このような社会現象には、現行制度だけで対応することは困難であり、NPOやボランティア団体などの民間福祉団体による創意工夫ある取り組みや個別のニーズに寄り添うきめ細かな活動が不可欠です。WAM助成では以前よりそうした民間福祉活動の特徴を活かした事業を後押ししており、今般、新型コロナウイルス感染症の影響により拡大した課題・ニーズに対応する事業にも幅を広げ、対象としました。

新型コロナウイルス感染症の拡大状況によって、実施できる事業が変わることも想定されます。要望書への記載はどのようにしたらよいでしょうか。

(答)

感染症拡大状況については、現時点では予見が難しい状況であると考えます。要望書への記載に関しては、団体さまが向き合おうとされている課題に対応するための、最も効果があげられると考えられる計画を記載してください。コロナ禍では、計画時に捉えていた課題やニーズも、状況とともに変化することが十分考えられますので、そうした状況変化にも柔軟に対応していくことが期待されます。その際は、WAM担当者とともに計画変更の手続きを検討していくこととなります。

5. 助成対象経費について

助成事業を実施するサロンや作業所などの家賃・光熱水費等は、助成の対象となりますか。

(答)

契約書や請求書にて助成事業を行うための専用の経費であることを明確に証明できる場合には対象とすることができます。例えば、団体の事務所と全く別の物件を用意する場合、あるいは同じ建物であっても、1階が助成事業の実施場所で、2階が団体の事務所というように物理的に明確に区分され、かつ賃貸契約書や請求明細までそれぞれに分けて締結できている場合です。

一方で、団体の事務所や助成事業と異なる事業の実施場所の一画をパーティション等で区切っただけで、賃貸契約書でも区分ができるないものは対象となりません(WAM助成では、1つの契約書の金額を按分計算する方法はとっておりません)。

また、物件等の所有者が第三者ではなく、団体関係者の場合には、利益相反などの法令違反にならないようすることはもちろんですが、社会的な誤解を招くことのないように、契約を行うことが重要です。

事業のための備品購入であれば、すべて助成の対象となりますか。

(答)

助成対象事業に使用する備品の購入費は申請できますが、次のものなどは審査等により対象とされない場合があります。

- ・当該備品がなくても事業実施にほとんど影響がないと思われる場合(必要性が低いと思われるもの)
- ・イベント等で一時的に使用するなど使用頻度が低いもの
- ・助成事業終了後に継続使用が見込めないもの
- ・助成事業以外の活動に必要な備品と明確に区分できないもの など

これらの費用については、助成対象外の費用として「要望額調書」の「その他の費用」に計上し、「自己資金」で賄うことしてください。

また、単価30万円以上の備品購入は、原則として賃借によることとしてください。ただし、助成事業の内容から購入が必要となる計画の場合(例えば、賃借が不可能な場合、購入と賃借を比較して購入した方が安価な場合等)は、その備品の必要性及び賃借で対応できない理由を「備品購入理由書」に記入してください。

備品の購入にあたっては、取引業者の選定などについて社会的に誤解を持たれることのないよう、価格比較を行ってください。

助成対象事業において、委託などの契約を取り交わす際に気をつけることはありますか。

助成対象事業において事業の一部を委託する場合や成果物などの作成を依頼する場合、賃貸借を行う場合などに契約を取り交わす際には、以下の点にご注意ください。詳細は、募集要領の別紙2をご参照ください。

- (答)
- ・取引業者の選定にあたっては、社会的に誤解を持たれることのないよう、価格比較を行うこと。
 - ・法令や団体内部の規定（「契約行為については理事会に諮る」など）を遵守すること。
 - ・契約の相手方が自団体の役員、特に代表者など代表権を有する者である場合は、利益相反行為となるため、その場合は特別代理人の選任など適正な手続きを行うこと（必要な手続きは団体によって異なります）。
 - ・必ず書面にて契約を取り交わすこと。（確認できない場合は証憑書類不足となり、助成対象にできません。）

雑役務費とはどのようなケースに該当する経費ですか。また、代引き手数料や銀行での振込手数料及び旅行代理店での航空券発券手数料は対象になりますか。

(答)

事業者からサービスを受けるための手数料を基本として、謝金、賃金及び委託費（委託契約を結ぶ）での対応になじまない経費を雑役務費として扱っています。このような手数料は料金として固定的に決められていることが一般的です。例として、託児業を営む団体に対し、料金表に基づいて、労務を依頼するものは、雑役務費に該当します（託児を商売として行っていない個人に依頼する場合の報酬は「謝金」で対応することが可能です）。

以上のことから、「代引き手数料」や銀行での「振込手数料」及び「航空券発券手数料」も助成金の対象費用にでき、雑役務費に計上することになります。なお、振込手数料については雑役務費ではなく、各費目に含めて計上することも可能です（例：「講師に対する旅費」と「旅費の振込手数料」を支出管理エクセル上では旅費としてまとめて計上し、領収書は「講師の旅費受取領収書」と銀行の「振込手数料領収書」の2枚を保管する）。

6. その他

応募書類内の「報告書の作成・配布」とは具体的にはどのようなものでしょうか。

(答)

報告書は、助成事業で取り組んだことやその成果(変化や効果、実施したことを通じて明らかになったこと等)を広く普及することを目的に作成してください。WAM助成は国庫補助金が原資であり、事業やその成果の普及は重要なものですので、成果報告書の作成は必須となります。また、事業の内容によってはSNSでの発信やHPでの掲載や報告会の開催で、より高い普及効果が生まれる場合もあります。事業計画は「SNSでの発信」「HPでの掲載」「報告会の開催」等を盛り込み、取り組みやその成果を発信するようにしてください。

なお、助成事業終了後にご提出いただきます「助成事業完了報告書」は、助成金の精算書類であり、これとは全く別のものになります。

※過去の助成先団体の報告書や成果物は当機構ホームページの電子図書館(eライブラリー)で閲覧することができますので参考にしてください。

応募書類の記入でよくある誤りにはどのようなものがありますか。

(答)

応募した団体名や代表者役職名が会則、規約や定款と異なるもの(例:定款に監事の設置が規定されているが応募書類に監事の記載がない等)、記入もれ、要望額が助成金の限度額を超えてるもの、事業計画の内容と要望額調書の内容が一致していないもの、設定項目と異なる内容を記入しているもの、計算が合わないものなど、そのほとんどが単純なミスによるものです。また、助成金の趣旨や目的、要件に合致していない場合もあります。記入後に再度内容を複数の方、あるいは、連携先や、事業に携わっていない第三者の方などにご確認をいただいてから、ご応募くださいますようお願いいたします。

7. 団体職員の人事費について

「団体の職員が助成事業に従事した時間の賃金相当額(時給換算により計算した基本給・通勤費相当に限る)」の内容について教えてください。

一時的に雇用する人材(非常勤職員・アルバイトなど)では対応が難しい専門性を必要とする業務に携わる団体の職員について、助成事業に従事した範囲の賃金相当額(時給換算により計算した基本給・通勤費)を助成対象にすることとしたものです。団体本部事務や他事業への従事時間は対象にできません。

(答)

助成対象には、1日あたりの基本給部分は15,700円まで、助成金要望額(総事業費ではありません)に対して人件費(基本給+通勤費)合計は50%までという上限があります。また、通勤費については、助成事業に従事して基本給を助成対象とする日のみ対象とすることができます。

(例) 総事業費12,000,000円に対し、助成対象経費9,000,000円、自己資金3,000,000円で行う計画の場合

助成対象経費9,000,000円×50%＝4,500,000円→助成対象にできる人件費上限

助成事業に従事したことの報告・計算はどのように行いますか。

(答)

助成業務に従事した内容は、「業務日誌(Excel)」を用いて報告・計算します。対象となる正職員が助成業務に勤務した時間・業務内容・通勤費の該当有無を毎日入力し、月ごとに締め、業務管理者がその内容について誤りがないか確認のうえ、印刷・押印して機構に提出することとなります。このほか、雇用契約書・給与規程・銀行振り込み確認書類等の写しを提出いただくことを予定しています。提出いただく資料・提出時期等は、内定後に事業内容や団体の体制を踏まえて決定します。

助成事業従事日数の考え方について教えてください。

(答)

助成事業従事日数は、基本給の計算を行った日となります。通勤していても助成事業に従事しなかった日の通勤費は助成対象なりません。

WAM助成 Q&A

助成対象となる基本給の計算方法について教えてください。

助成対象となる基本給は「基本給単価(時間) × 助成事業従事時間数」により算出します。「業務日誌(Excel)」の算出用シートを用いて1日単位で入力(1日に助成対象とできる金額の上限は15,700円まで)し、月ごとの合計を算出します。助成金額全体に占める人件費の上限は50%までとなりますので、1年間の合計を計算し、上限を超える部分は団体の自己資金で対応することになります。

(例1)1日の所定労働時間8時間、年間所定労働日数が252日、基本給月額20万円の場合

$$20万 \times 12月 \div 8時間 \div 252日 = 1,190円 \text{ (時間あたりの基本給単価)}$$

1日8時間、助成事業に従事した場合

$$1,190円 \times 8時間 = 9,520円 < 15,700円 \rightarrow 9,520円 \text{ が助成対象}$$

(例2)1日の所定労働時間8時間、月額所定労働時間が252日、基本給月額35万円の場合

$$35万 \times 12月 \div 8時間 \div 252日 = 2,083円 \text{ (時間あたりの基本給単価)}$$

1日8時間、助成事業に従事した場合

$$2,083円 \times 8時間 = 16,664円 > 15,700円 \rightarrow 1日の上限15,700円 \text{ が助成対象}$$

(答)

基本給単価(時間)の考え方について教えてください。

基本給単価(時間)は、年額基本給を年間所定労働時間(年間所定労働日数 × 1日所定労働時間)で割り戻して計算します。申請時の基本給単価の元となる金額は、直近の雇用契約書・辞令・俸給表などで根拠を確認できる数字としてください。所定労働日数は、令和3年度に予定される勤務日をカウントしてください。

(答)

(例) 基本給200,000円、年間の所定労働日数252日、1日の所定労働時間8時間の場合

$$200,000円 \times 12月 \div 252日 \div 8時間 = 1,190円 \text{ (時間あたりの基本給単価)}$$

(例) 基本給350,000円、年間の所定労働日数252日、1日の所定労働時間8時間の場合

$$350,000円 \times 12月 \div 252日 \div 8時間 = 2,083円 \text{ (時間あたりの基本給単価)}$$

WAM助成 Q&A

助成事業従事時間の考え方について教えてください。

- 助成事業従事時間については、「業務日誌(Excel)」に、対象となる団体職員が助成業務に勤務した時間を毎日入力します。場所が勤務先以外での業務についても、助成事業に従事していれば従事時間に含めることができます。出勤しても助成事業に従事しなかった日は対象にできません。
- (答) また、助成事業に従事したことを裏付けるものとして、業務日誌の他に資料を求める場合があります。内定後、事業内容や他団体の体制を踏まえて、求める資料を決定します。

助成対象となる通勤費の計算方法について教えてください。

- (答) 助成対象となる通勤費は「通勤単価(日) × 助成事業従事日数」により計算します。
「業務日誌(Excel)」を用いて、1日単位で計算します。

通勤単価(日)の考え方について教えてください。

- 通勤単価は、自宅から勤務先までの交通費について、経済的かつ合理的な経路で計算した往復金額となります。別途、経路と計算内訳を提出いただきます。なお、定期券や回数券等で割り引かれている場合には、実費負担の範囲までとなります。
- (例) 日吉(東急東横線)から神谷町(東京メトロ日比谷線)に通勤する場合
日吉駅(自宅最寄り駅)～神谷町駅(勤務地)まで片道390円、往復780円
ただし、当該職員は6か月定期による通勤(6か月定期81,610円)をしているため、
定期券代金1年分を年間所定労働日数252日で割り戻して実費負担に基づく単価を計算します。
(助成対象経費にできる額は、経済的かつ合理的な経路であり、かつ実費負担の範囲までとなります。)

$$81,610\text{円} \times 2\text{回} \div 252\text{日} = 647\text{円}\langle\text{小数点以下切り捨て}\rangle$$

優良事例紹介について

以下、参考資料です。

次ページ以降、WAM助成を受けて実施した優良事例をご紹介します。

この内容は、WAMホームページに掲載されている「社会福祉振興助成事業 事業評価報告書」に掲載されています。

※1事業を2スライドに渡り、
まとめています。



特に優れた事例紹介（アール・ド・ヴィーヴル）

重度障害者のための創作活動と 地域支援者育成事業 認定NPO法人 アール・ド・ヴィーヴル

◆助成テーマ：障害者、難病患者、がん患者等の活躍を支援する事業

◆助成区分：地域連携（神奈川県小田原市）

◆助成金額：4,024千円



○ 事業概要

自らの意思で動くことに困難が伴う重度障害のある方は、日常的に家族への遠慮から孤立を抱え、我慢せざるを得ない状況がみられる。そこで重度障害のある方自身が、自己表現を通じて社会とのつながりをつくることを目的に、車いすに乗ったまま描く独自の方法によるアートワークショップの開催や養護学校や障害者施設等へのアウトリーチの手法を用いたワークショップの企画、当事業で制作した作品の展覧会やアート活動のコンセプトブックの制作等、多様な手法により、障害のある方にとっての創作活動の意義や社会課題の共有を図った。

○ 事業内容・実績（アウトプット）

① 重度障害者のためのアートワークショップ

重度障害者を対象としたアートワークショップ、スタッフの人材育成を実施。ワークショップで描いた絵の展覧会を駅前で開催。

- ・6月～12月 全16回実施（目標：全15回）
- ・ワークショップ参加者 延べ80名（目標：50名）

② アウトリーチ

養護学校及び障害者支援施設の入所者を対象にアートワークショップをアウトリーチとして実施。

- ・年4回開催（目標：年3回）
- ・重度障害者の参加 延べ73名（目標：50名）

③ 生活介護事業所への視察研修

重度障害者のアート活動の支援スキル向上を目的に、視察研修を実施。国内で先駆的な取り組みをしている2団体を視察。

- ・参加者 合計6名（目標：7名）

④ コンセプトブック作成

当団体7年間の活動の軌跡と障害者にとっての創作表現の意義などを、関係者へのインタビューを交えて作成。

- ・2,400部作成（目標：2,000部）

特に優れた事例紹介（アール・ド・ヴィーヴル）

○ 取り組みの工夫（事業実施体制・プロセス）

● 専門職・他団体との連携

すべてのアートワークショップに、アートディレクターを派遣し、ファシリテーターを担当してもらい、生活支援員と共に全般的に創作支援に携わってもらった。今事業を通して、養護学校や障害者支援施設と新たな連携もでき、アート活動の意義や問題意識を共有することができた。

● 今後の事業展開を見据えた人材育成

特別支援学校や身体障害の入所施設でのアウトリーチでは、普段の学習や生活介護施設では行ったことのないダイナミックな活動を実践した。その実践から、教諭や支援者が障害の重い方たちに表現の力があること、アートがコミュニケーションのひとつになることを学ぶことができ、支援スキルの向上につながった。

○ 事業の成果(アウトカム・インパクト)

● 重度障害のある方への効果

アートワークショップでは重度障害のある方が主体性をもって表現する姿がみられた。自分の要求が通じていることに喜びと歓喜の声をあげ、表情も明るくなり高揚しているのが見て取れた。また、保護者から、毎晩あった自傷行為がワークショップを受けた夜はなかったという報告もあった。

● 地域社会の反応

小田原市と共に開催で展覧会を開催し、市長や行政関係者を含め、700名を超える来場者があり、タウン誌等3社からの取材も受けた。事業実施後のアンケート

結果から、保護者、教員、福祉施設スタッフの表現活動に対する価値観も大きく変化したことが確認できた。

○ 評価者より

ワークショップの開催により、創作活動を実際に体験してもらうことができた点、また、特別支援学校や障害者支援施設のように、体験の幅を広げることが難しい組織の中に入り込んで創作活動を体験してもらえた点は評価できます。また、成果物であるコンセプトブックは理念や活動内容を伝える目的には適していると考えます。有意義な事業であるので、現在の地域を中心に、活動が更に広がることを期待します。

特に優れた事例紹介（ハーフタイム）

生きづらさを抱えた子どもたちへの 多機関団体連携型寄り添い支援事業 特定非営利活動法人 ハーフタイム

◆助成テーマ：希望する教育を受けることを阻む経済事業など様々な制約の克服に資する事業

◆助成区分：地域連携（東京都葛飾区）

◆助成金額：2,294千円



○ 事業概要

貧困、虐待、いじめなど様々な生きづらさを抱え、自尊感情が低く、将来に対して消極的になってしまっている子どもたちが「自立する力」を身につけられるようにすることを目的に、地域における多様な関係機関と連携しながら、主として大学生ボランティアの協力を得て拠点型及び個別対応型での一貫した包括的・長期的な寄り添い支援を実施。また、それら寄り添い支援の体制がこれまで以上に充実及び持続可能なものとなるように、団体の運営基盤体制を強化する事業を実施した。

○ 事業内容・実績（アウトプット）

① 生きづらさを抱えた子どもの第三の居場所づくり事業
子どもが安心できる居場所づくり及び生きる力の醸成を図る（生活相談、学習支援、食事提供）とともに、関係機関と連携して保護者への支援を含めた生活環境の改善を実施。

- ・子ども延べ28名、保護者延べ2名
(目標：子ども延べ100名)

② アウトリーチ
養護学校及び障害者支援施設の入所者を対象にアートワークショップをアウトリーチとして実施。
・年4回開催（目標：年3回）
・重度障害者の参加 延べ73名（目標：50名）

③ 子どもたちの社会的自立や健全育成に関する情報提供事業

当団体の知恵や知識を共有するため、HP等の充実を図るとともに、講演会を開催。関係者への情報提供や課題に対する個人・企業の理解を高め、当団体の活動への新規参画者・寄付者の発掘を図る。

- ・参加者 延べ86名
(目標：関心のある個人・企業など140名)

特に優れた事例紹介（ハーフタイム）

○取り組みの工夫（事業実施体制・プロセス）

●積極的に関係機関・他団体と連携

ボランティアスタッフとともに寄り添い支援を実施すると共に、学校や行政など関係機関と役割分担を行い、重層的な支援を展開することができた。今事業を通して、新たな連携体制も構築することができた。

●効果的な広報活動

講演会開催前に、区役所関係部局、区議会、他団体などに対してチラシ・Facebook・メール等で幅広く広報したことにより、多数の関係者の来訪につながった。また、すでに当団体を知っている関係者へのアプローチを強化したことにより、クラウドファンディングのマンスリーサポーターを増やすことにもつながった。

○事業の成果(アウトカム・インパクト)

●子どもたちの変化

生きづらさを抱えた子どもたちに好転的な変化があった。不登校で外出機会がほとんどなかった子どもが「学校に行きたい」と自ら述べるようになり、週に1回の登校ができるようになった事例や、ほぼ無言で時には暴れていた子どもが関係性を構築したことにより、暴れることなく話すようになり社会参加につながった事例等、多数の子どもに変化が見られた。

●社会課題を広く発信する機会を獲得

主催した講演会を通して、「東京都子供・若者計画（第二期）」を取りまとめる東京都の担当課とつながることができ、子どもたちの現状や寄り添いの本活動が事例として取り上げられた。

○評価者より

公的機関でも対応に苦慮する、環境課題のある児童に対し、民間団体としての特質を活かした寄り添い的支援を実施しました。また、団体の活動が「東京都子供・若者計画」に事例として取り上げられるなど、行政と協力関係を保ちながら進めていることも高く評価できます。

特に優れた事例紹介（在日ブラジル人を支援する会 サビジャ）

在日ブラジル人のこころの健康 および教育支援

特定非営利活動法人 在日ブラジル人を支援する会
(サビジャ)

◆助成テーマ：安心して暮らせるための地域共生社会の実現に資する事業

◆助成区分：全国広域（東京都世田谷区）

◆助成金額：7,667千円



○ 事業概要

在日ブラジル人及び子弟は、言葉の壁があり、日常生活に必要な情報を入手できず社会から孤立する傾向にある。そこで、在日ブラジル人及び子弟が地域社会で安心して生活し、地域社会と良好な関係を築くため、ブラジル人心理士によるポルトガル語の心理相談を実施。ポルトガル語による教育サポートも新たに始め、当団体心理士・学校・保護者と3者で連携してサポートを実施した。また、在日ブラジル人の集住地域がある自治体で心理相談、医療相談、法律相談等のワークショップを開催した。

○ 事業内容・実績（アウトプット）

① 在日ブラジル人向け心理相談事業

ブラジル人心理士によるポルトガル語の心理相談を面談やオンラインにて実施した。また、ポルトガル語による児童への教育サポートも実施した。

- ・オンライン相談 902件（月100時間）
- ・対面相談 21件（愛知県新城市 月1回）
4件（茨城県常総市 隔月1回）
17件（出張相談 6ヶ所）計24回
- ・児童への教育サポート 7ケース

② 在日ブラジル人向けワークショップ事業

ポルトガル語による医療支援を行っているNPO、弁護士協会などの機関へ協力を要請し、医療相談、日本語教育相談、法律相談を在日ブラジル人の集住地域がある島根県及び福井県で実施した。

- ・島根県出雲市：2019年 9月15日（日）参加者26名
- ・福井県越前市：2019年11月24日（日）参加者21

特に優れた事例紹介（在日ブラジル人を支援する会 サビジャ）

○取り組みの工夫（事業実施体制・プロセス）

●ニーズに沿った支援

心理相談事業の予約はSNSで24時間受付け、相談時間は午前・午後・夜間の3体制にした。また、オンライン相談が難しい子どもには学校内で対面での面談を行った他、希望に沿えるよう男性心理士と女性心理士を配置するなど、支援者のニーズに沿ったサービスが提供できるよう体制を整えた。

●関係機関との連携強化

事業実施にあたり、医師や教育相談員などの専門家の派遣、データ提供など多くのNPO諸団体から協力を得られた。事業実施後には、在日ブラジル人を支援するNPO諸団体のネットワークの構築に至った。

○事業の成果(アウトカム・インパクト)

●在日ブラジル人家族への効果

相談時間帯の枠を広げたこと、継続的な支援を行うことで、相談に対する満足度が向上した。また、学校で支援が必要な児童へのサポートに当団体が加わることで、学校と保護者の連携が強化され、学校と保護者間の意思疎通がスムーズになった。

●制度化に向けて

ブラジル人集住地域の市役所内で心理相談を開始した。制度化（市の予算化）に向けて市役所担当部と当団体間で調整を進めている。

○評価者より

専門性の高い活動内容であり、行政からも事業委託の検討が打診されるなど、地域においても信頼の厚い活動が展開されている点を評価します。令和2年度は引き続き、ポルトガル語の教育サポート窓口のマップ作成、ブラジル人心理士向けワークショップの開催など、活動分野を超えた広がりづくりを積極的に展開しており、今後も継続して取り組まれることが期待されます。

特に優れた事例紹介（ひとり親家庭福祉会ながさき）

フードバンクシステムによる、 ひとり親家庭生活困窮世帯への 「宅（食）所」「健康」「相談」総合支援事業 一般社団法人 ひとり親家庭福祉会ながさき

◆助成テーマ：安心して暮らせるための地域共生社会の実現に資する事業

◆助成区分：地域連携（長崎県長崎市）

◆助成金額：7,000千円



○ 事業概要

今まで支援をしてきた子ども達の中には、人間関係が上手くいかず、自己肯定感が低下し自尊感情が喪失している場合が見られた。これは、保護者の生活スタイル・養育力などの生活環境に大きく影響されている場合が多い。ボイスレス（SOSが出せない）の家庭への食材提供や、企業・病院・行政等と連携して総合支援のシステムを作るとともに、「宅（食）所」「健康」「相談」機能を持ち合わせた「何でも話せる居場所」作りを行った。

○ 事業内容・実績（アウトプット）

① フードバンクシステムの組織化

県内外の企業を回り、食品ロスによる食糧の定期的な提供に合意を得るとともに、ひとり親家庭・生活困窮世帯に対しては、LINEにより食材提供情報をいち早く伝えた。また、ホームページを作成し、居場所に来られず、相談が困難な親子がインターネットで食材、雑貨等を確保できる機能を備えたシステム（つなぐBANK）を構築した。

- 年間を通して随時実施

② 宅所「居場所」への食材提供

子ども食堂に行くことが出来ないひとり親生活困窮世帯へ食材提供を行う。自宅に届ける宅食では困り事が見えないため、居場所に取りに来てもらうスタイルとしたことで様々な支援を行った。居場所について対外的に周知しないことで利用者が気軽に相談できる空間を作った。

- ひとり親家庭生活困窮世帯 延べ 321世帯 953人
- 子ども食堂関連学童保育・学習支援 延べ 11ヶ所 510人

③ 宅所での「健康」「相談」「学習」ソーシャルワーク支援

来所した利用者に対し、健康や進学の相談、弁護士による養育費や財産分与といった専門相談を実施した。

- 宅所相談：25人30件 ほかLINE等でも実施

特に優れた事例紹介（ひとり親家庭福祉社会ながさき）

○ 取り組みの工夫（事業実施体制・プロセス）

●他機関・他団体との連携

企業・行政・団体・病院・医師・弁護士との運営会議を毎月開催したことで、各関係機関との連携をスムーズに取ることができた。また、活動により地域の課題解決ができることを県内外の企業に説明したことで、継続的な協力を得ることができた。

●効率的に事業を実施

在庫を管理するトレザビリティーシステムや「買い物機能」を備えたシステムを作ることで、食糧を無駄なく確実に必要な人へ届けることができた。またLINEを活用することにより、事業をスムーズに実施し、支援につなげやすい状況を作ることができた。

○ 事業の成果(アウトカム・インパクト)

●ひとり親家庭・生活困窮世帯の方への効果

食材等を提供する中で顔を覚えるようになり、初めは当団体から声をかけていたが、今は利用者のほうから「〇〇のことを知りたい」など、声をかけてもらえるようになった。あわせて、LINEの利用により、相談や質問事項に対して迅速に回答でき「こんな事を聞いてもよいのかな」と思う方も気軽に相談ができることで、事業の信頼につながった。

●制度化に向けて

「つなぐBANK」のシステムが長崎県の子どもの貧困対策総合事業の3年間の施策になった。そのため、令和2年度から「長崎県子どもの貧困総合相談窓口」が新たに設置され、「つなぐBANK」との連携として委託を受けることになった。

○ 評価者より

対象としている方々の課題分析を経て、フードバンクというシステムを特定の場所（宅所）に足を運んでもらうという形態で実施したことにより、食糧支援を受けながら、相談をしやすくする工夫がされている点を評価します。自治体も活動を評価していることから、今後さらに事業委託を受けられるよう実績を築いていかれることを期待しています。

特に優れた事例紹介（ReBit）

全国で「地域リーダー」としての LGBT若手研修講師育成モデル事業 特定非営利活動法人 ReBit

- ◆助成テーマ：安心して暮らせるための地域共生社会の実現に資する事業
- ◆助成区分：全国広域（東京都新宿区）
- ◆助成金額：3,990千円



○ 事業概要

LGBTの子ども達が健やかに安心して成長できることを目的に、「地域の課題を解決する、地域のリーダー」としての研修講師の育成および地域への定着を支援する事業。「マイノリティ人財」にリーダーシップ育成を行うプログラムであり、この育成モデルを構築し、中長期的には他の人権問題に取り組む団体へノウハウを提供することで、多様な人財が地域で活躍できるようになることをめざした。

○ 事業内容・実績（アウトプット）

① LGBT講師入門講座

LGBT講師志望者のため、多様な性に関する基礎知識の説明方法や対象者別ワークの実施方法等、講演入門講座を実施した。

- ・年7回（目標：年2回（およびフォローアップ））
- ・延べ人数 78名（目標：40名）
- ・都内3箇所とオンラインにて開催（目標：都内1箇所、オンライン）

② LGBT講師実地研修

LGBT講師志望者がReBit職員とともに研修講師を務める実地研修（学校・行政・企業等のオンザジョブトレーニング）を実施。

- ・年92回開催（目標：年100回）
- ・延べ人数 107名（目標：100名）

③ LGBT講師ステップアップ講座

LGBT講師志望者が自立的に講演できるようにするとともに、研修の質を向上させるための講座を実施。

- ・回数 120回（目標：20回）
- ・延べ人数 234名（目標：100名）
- ・都内2箇所およびオンラインで開催（目標：都内1箇所およびオンライン）

特に優れた事例紹介（ReBit）

○ 取り組みの工夫（事業実施体制・プロセス）

●事業実施期間中の継続的な改善

参加者から意見を聞く場を月1回以上設定し、PDCAのサイクルを早めた。それにより、上半期は外部の人材による集団メンタリングと集団コーチングを行い、下半期はReBit職員による個別面談を中心に行った。結果、LGBT講師志望者の現状と課題およびニーズを的確に把握することができるなど、成果の高まりにつながった。

●広報活動における連携

全国180以上の団体と連携して参加者の募集にかかる広報を実施した。これにより、9つの地域から延べ552名の参加があった。

○ 事業の成果(アウトカム・インパクト)

●地域や社会に与えた影響

LGBTに関する研修を全国の学校・行政等に対し実施し、延べ17,634人の理解促進につながった。さらに、講座等の修了生が各地で団体を立ち上げたり、研修講師として活躍をしており、LGBTの子どもたちが健やかに安心して成長できるよう地域に貢献している。また群馬、埼玉、神奈川県などからLGBTに関する研修の依頼もみられた。

●新たに明らかになった課題

LGBTの当事者・支援者団体がない地域や研修講師がない地域があるため、全国的な仕組みの構築を目指し、研修をオンライン化する等により、これまで参加しづらかった人や地域にもリーチすることを目指す。

○ 評価者より

本事業を通じて知見を身に着けた卒業生が地域に戻り、LGBTの団体を立ち上げたり、母校で講師を務めたりする等、当初の目標通りLGBT課題を解決する地域リーダーの育成に寄与している点は、高く評価します。また、講師の育成の中で啓発活動も行うことで、社会の認識の変化にもつながっています。

本事業を通じて得たリーダーシップの育成プログラムのノウハウを活かして、LGBT講師の育成のみならず多方面での育成プログラムが確立されていくことを期待します。